

# 令和4年6月(10月支給分)から

## 児童手当の一部が変更になります

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください！

1 特例給付（児童1人あたり月額一律5,000円）支給について所得上限額が新たに設けられます（詳細は(1)をご確認ください）

⇒ 所得額により手当が支給されない場合があります。

2 現況届の提出が不要になります

⇒ 毎年6月に提出いただいていた現況届が、公簿等により確認できる場合は不要になります。

・提出が必要な一部の受給者については、こちらから案内を送付いたします。  
詳しくは裏面(2)アをご確認ください。

・転出等により他の自治体へ異動される場合は、現況届の提出が必要な場合がありますので各自自治体へご確認ください。

### (1) 所得上限額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得額が、下表の②所得上限限度額以上の場合、児童手当等（児童手当及び特例給付）は支給されません。

※ ②所得上限限度額以上の方については、受給資格が喪失されますが、翌年度の所得が②所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。

※ 児童を養育している方の所得が下表の

①未満の場合・・・児童手当（児童1人あたり月額10,000円又は15,000円）が支給されます

①以上②未満の場合・・・特例給付（児童1人あたり月額一律5,000円）が支給されます

②以上の場合・・・支給されません

扶養親族等の数	① 所得制限 限度額 (従前の限度額)		② 所得上限 限度額 (新たに追加された限度額)	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限りません。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得制限を確認します。

裏面に続きます。  
必ずご確認ください！

## (2) 現況届の省略について

ア 滝上町では、令和4年度の現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、**現況届の提出を不要**とします。

ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の所在地が滝上町と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、滝上町から提出の案内があった方

イ 以下の変更事項があった場合は、児童手当の手続きが必要です

- ① 新たに児童が生まれたとき
- ② 受給者・配偶者・児童の住所や氏名が変わったとき  
(町外・海外転出含む)
- ③ 児童を養育しなくなったとき
- ④ 受給者が離婚したとき、または結婚するとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき  
(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥ 国内で児童を養育している者が、海外在住の父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑦ 受給者・児童が死亡したとき

※ 変更が生じた場合、翌日から15日以内に届出が必要です。

例) 出生の場合は「出生日」、町外へ転出する場合は「転出予定日」が基準日です。

※ 届出が遅れた場合、その間の手当は受給できませんのでご注意ください。

## (3) 公務員の方へ

**公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給**されます。

以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください

- ① 公務員になった場合
- ② 退職等により、公務員でなくなった場合
- ③ 公務員ではあるが、外部への派遣などにより、勤務先から児童手当が支給されない場合

お問い合わせ先

滝上町役場保健福祉課子育て支援係

電話：0158-29-2111 (内線277)